

「東京都パートナーシップ宣誓制度」の創設に伴う民間賃貸住宅 への円滑な入居に関するお願いの送付について

東京都では、多様な性に関する都民の理解を推進し、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、性的マイノリティ当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設し、令和4年11月から運用を開始しました。

これを受けて、新宿区では区立住宅管理条例の使用資格に「東京都パートナーシップ宣誓制度」の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方を新たに追加する改正を行い、令和4年11月から施行しました。

また、区内不動産店の方々へ、今後パートナーシップ関係にある方の民間賃貸住宅への入居に関してご配慮いただきたく、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会新宿区支部及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部新宿支部にご協力をいただき、両団体の加盟店あて区長より添付のとおり依頼文を送付させていただきました。

構成団体の皆さまにおかれましては、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。